

## 設立事業所の減少に係る 「相談事例」の行政回答(厚年)

対象先	DB年金	<b>厚年基金</b>	適格年金	退職金	その他
内容		<b>法令通知</b>	財政運営	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

設立事業所の減少に係る厚年基金の規約変更(通知改正<sup>1)</sup>)について先般「相談事例」が発出されましたが、当該「相談事例<sup>2)</sup>」に対する行政照会への回答がありました。

- 「特別掛金の納入告知処分を行わない場合」は、届出でよく、同意(事業主・被保険者の1/2以上の同意)も不要。
- 「特別掛金の納入告知処分を行う場合」は、設立事業所の減少として規約変更の認可申請、同意が必要。<sup>3)</sup>

1 ㊦ニュースNo.130参照、 2 ㊦ニュースNo.135参照、 3 下図 の場合を除く

### 事業所減少に係る取扱いの整理

通知改正、相談事例、行政照会をまとめると以下の通り。

		確認された取扱い	一括拠出
破産手続開始等による事業所の解散		届出 4	必要 5
自主廃業による解散		届出 6	
会社合併等の会社再編による消滅 (会社内の一括適用などの再編を含む)	加入員が基金から脱退する場合	認可申請	
	加入員が基金に残る場合(設立事業所間の合併等)	届出	不要

4 通知改正で届出事項とされた(特別掛金の納入告知処分を行う場合も含め)

5 事業所減少に伴い他の事業所の掛金が増加するケースにおいて規約で定めている場合に、一括拠出が必要(厚年法第138条第5項)

6 特別掛金の納入告知処分を行う場合は認可申請、同意が必要

以上